

広島県告示第千百六十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年十月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
国信二丁目十地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

安芸郡		郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
海田町国信二丁目		海田町	東海田	上安井	五八八七番七地 先町道敷	一〇二九九番一	標柱一号
海田町国信二丁目					一〇三〇二番一	五八四九番一	標柱二号及び三号
						五八五八番一	標柱四号
						五八七六番一	標柱五号
							標柱六号
							標柱七号